

第五回定例会常任委員会の審査報告

介護保険法の改正に伴う補正予算など可決

土岐プラズマ・リサーチパーク内道路を市道認定

平成十七年第五回土岐市議会定例会が、八月三十一日から九月二十六日までの二十七日間の会期で開かれました。

今定例会では、平成十七年度補正予算関係二件、土岐市火災予防条例の一部を改正する条例など条例関係四件、その他の案件五件の市長提案十一件の議案について慎重な審議の結果、全ての議案を原案のとおり可決成立しました。



特別養護老人ホーム とき陶生苑

また、議員提出の「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し全頭検査による万全なBSE対策を求める意見書」は全会一致で、「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」は賛成多数でそれぞれ可決し、直ちに関係機関に送付しました。

文教厚生常任委員会

特定入所者介護

サービスマン費など審査

文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中、歳出の部所管部分については、総額一千七百七十八万三千円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、福祉有償運送運営協議会設立について、協議会の委員構成及び審査内容は、との質疑があり、委員には公共交通機関に関する学識経験者、国土交通省中部運輸局の職員、地域福祉関係者、地域ボランティア関係者など九人を予定し、運送主体、運送対象、使用車両、運転者など八項目について審査をする旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第一

号）については、介護保険法の改正に伴い、特定入所者介護サービスマン費などに五千六百八十五万三千円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、今回の介護保険法の主な改正点は何かとの質疑があり、利用者の負担を公平にしていくなために、施設での居住費と食費が利用者負担となり、また低所得者の方には補

「土岐市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について」は、貸付基金の清算ができたため廃止するもので、執行部の説明のあと、基金の清算状況について質疑があり、元金五百万円のうち、二件で二十五万二千円の清算ができたものである旨の答弁がありました。

用が困難とならないように、さらに高額介護サービスマン費の自己負担が軽減されるものである旨の答弁があり、続いて、低所得者の方の対象人数は、との質疑があり、百人である旨の答弁があり、続いて、特定入所者介護サービスマン費等の補正額（四千二百八十八万六千円）の算定根拠は、との質疑があり、施設入所者の減額者八十九人の居住費、食費として、二千五百五十六万六千円、旧措置者二十六人分の九百七十二万一千円、また、ショートステイ見込み数を百五十八人とし、七百五十九万九千円である旨の答弁がありました。

「土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、住民基本台帳閲覧手数料の単位を世帯から個人へ変更するもので、執行部の説明のあと、システムの変更はあるのかとの質疑があり、変更はなく、閲覧台帳を五十音順に並び替えるものである旨の答弁があり、続いて、今後、閲覧に関する条例改正等の予定はあるのかとの質疑があり、閲覧の制限については、国での法整備の状況に応じて対応していきたい旨の答弁がありました。

「土岐市と笠原町との間の証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止について」は、笠原町が平成十八年一月二十

三日をもつて多治見市に編入合併するため、この事務の委託を廃止するもので、原案のとおり全会一致で決めました。

〔審査結果〕 平成十七年度土岐市一般会計補正予算(第三号)中歳出の部所管部分

「全会一致・原案可決」
平成十七年度土岐市介護保険特別会計補正予算(第一号)

「全会一致・原案可決」
土岐市高額療養費貸付基金条例の廃止

「全会一致・原案可決」
土岐市手数料徴収条例の一部改正

「全会一致・原案可決」
土岐市と笠原町との間の証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止

建設経済常任委員会

駅周辺地区都市再生基本調査業務委託料など審査

建設経済常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計補正予算(第三号)中、歳出の部所管部分について」は、

総額一千六百四十一万五千元の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、都市計画総務費の土岐市駅周辺地区都市再生基本調査業務委託について、ゆのみの里構想もこの中に含めて見直しを図るのか、また見直しの範囲はどの

質疑があり、ゆのみの里構想とは別であり、その範囲は土岐市駅前から土岐市駅西踏切の交差点までである旨の答弁がありました。続いて、陶磁器試験場費の都市エリア産学官連携促進事業で産学官の学とはどこなのか、また、事業内容はどうなのかなど、質疑があり、学とは名古屋工業大学セラミックス基盤工学研究センターであり、東濃地域の陶磁器産業の高度化、新事業の創生を目指す産学官連携の共同研究を始めるもので、

岐阜県セラミックス技術研究所を中心として研究を開始するものである旨の答弁がありました。続いて、商工振興費の

地場産品等販路開拓支援関連事業補助金の具体的な内容について質疑があり、この事業

は土岐市陶磁器卸商業協同組合に補助するもので、来年一月二十六日から二十八日まで東京ビッグサイトで開催される「東京テーブルウェアアトレードショウ二〇〇六」の出展費、パンフレットの作成費である旨の答弁がありました。

「東濃農業共済事務組合規約の変更について」は、笠原町が平成十八年一月二十三日をもって多治見市に編入合併することに伴う規約の変更で、原案のとおり全会一致で決めました。

「市道路線の認定について」は、土岐プラズマ・リサーチパーク第一土地区画整理事業における一般住宅内の道路九

路線と学園都市中央公園に隣接する道路一路線の計十路線を認定するもので、執行部の説明のあと、学園都市中央公園隣接の階段状の幅六メートルの歩行者専用道路について、安全面は確保されているかとの質疑があり、両サイドに手すりを設置し、若干高低差があるので、三メートル下ることに踊り場的な平らな部



歩行者専用道市道12512号線

分を設け、また一般の道路との境には車止めを設置して歩行者の安全を確保している旨の答弁がありました。

〔審査結果〕 平成十七年度土岐市一般会計補正予算(第三号)中歳出の部所管部分

企画総務常任委員会

一般会計補正予算など
四議案を審査

企画総務常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計補正予算(第三号)」中、歳入の部全部(補正額三千七百三十九万八千円)及び歳出の部所管部分(補正額九百二十万円)について執行部から説明があり、歳入のうち県支出金の急傾斜地崩壊対策補助金について質疑があり、場所は下石町の西山地区で、当初二年の継続事業であったが、本年度前倒しして事業を行うため、県からの補助金を計上するものである旨の答弁があり、

「民生費寄付金三百万円の用途について」寄付者の希望は「との質疑があり、執行部から「社会福祉関係に使っていただきたい」との希望があり、老人福祉費と老人福祉センター費で歳出を計上した旨の答弁がありました。

歳出予算では防災費で、土岐津町地域防災協働隊に救命工具セット等を配布とあるが今後、他の町でも実施するかとの質疑があり、執行部から「今回の助成金は、一年間のモデル事業として取り組むもの」との答弁がありました。

水防法の改正に伴い条文を変更する「土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、執行部から説明のあと「水防法ではどんな改正があったか」との質疑があり、執行部から「地域の水害や土砂災害の防止の向上を図るために浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報の提供の充実、水防協力団体の創設、非常勤の水防団にかかる退職報奨金規定の創設、土砂災害区域における警戒避難体制の充実等の改正があった」旨の答弁がありました。

火災に関する警報の発令中に、一定の条件のもと喫煙を制限し、出火防止を図るための「土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について」は、執行部から説明のあと、「山林、原野等の場所では火災が発生するおそれがあると認め、市長が指定する区域とはどこか」との質疑があり、執行部から「指定区域については市町村で判断するよう総務省より指導されているが、

土岐市では当分の間、指定を考えていない」旨の答弁がありました。

「岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、市町村合併に伴う変更である旨、執行部から説明がありました。

「審査結果」平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中歳入の部全部・歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決 土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部改正へ全会一致・原案可決

土岐市火災予防条例の一部改正へ全会一致・原案可決 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更へ全会一致・原案可決

地方議会のしくみは、議会と首長がそれぞれ住民の直接選挙で選ばれ、ともに住民意思に基づきながらそれぞれ独立して自主的に権限を行使し、この両者の相互の牽制と均衡（チェック・アンド・バ

土岐市議会の活性化と改革への取り組み

ランス）を通じて運営されています。

議会は自治法に基づく議決権・選挙権などさまざまな権限を持ち日常活動を続けています。また議員として「政治の実態を市民に明らかにする」「ことや「市民の要求に基づく民主的改良」及び「民主的な地方政治をめざす」べく任務を持っています。

このような背景のもとかねてより議会運営委員会を中心に議論が続けられ、いろいろな活性化と改革を進めてきました。

本格的には平成十六年九月二十七日に「行政改革特別委員会」を発足し現在に至っています。

この委員会は、設置目的として「議会改革を含め、行政改革について調査・研究を行う」とし、それが終了するまで継続存置するとしています。また議会閉会中も必要に応じ開催され今日までに延十回開かれてきています。

以下、活性化及び改革された事項を列記し紹介します。

前期（平成十一年十月）以降導入したこと

議会広報誌の発行
（説明）議会の審議内容、活動状況などを広報するよう「議会だより」を発行することにしました。編集は議会内に編集委員会を設けて、年四回発行し、市民の皆さんに読みやすい紙面づくりに努めています。（平成十五年二月実施）

議員定数の削減
（説明）議員定数二十四名を二名削減して、二十二名にしました。（平成十五年三月実施）

議場は対面方式
（説明）従来、議員の一般質問など執行部に対し行うものを議席に面し行ってきたものを改め、執行機関と対面で行うことにより、緊迫感を持つ質問戦ができるようになりました。（平成十五年十二月実施）

議会議中継システム採用
（説明）支所、公民館など本庁ロビーなどまた個人のパソコンで自由に議会議中継をライブで視聴できるようにしました。（平成十五年十二月実施）

議会中継システム採用

議会議録検索システム
（説明）パソコンで土岐市のホームページから過去の議会の様子や会議録などを検索でき、より正確な情報提供ができるようになりました。

（平成十六年二月実施）

実行または実行することになったこと
議長車専属運転手の廃止
（説明）効率的、効果的な議会事務局体制の確保を図る見地から、議長車専属運転手を廃止しました。

（平成十七年四月実施）
費用弁償の廃止
（説明）従来議員に会議出席毎に支払われていた日額（千五百円）等を全廃しました。

（平成十七年六月実施）
各種審議会等への議員参加
と委員報酬の見直し（検討中）
（説明）さまざまな形で議員が参画構成員となっている三十六種目の委員会や審議会に、参加についての見直しや、条例や規則で定められている委員報酬についての受入れの適否や額の見直しなど協議中です。

（説明）さまざまな形で議員が参画構成員となっている三十六種目の委員会や審議会に、参加についての見直しや、条例や規則で定められている委員報酬についての受入れの適否や額の見直しなど協議中です。